

住民参加に関する委員会・他部会での意見

1. 計画策定、推進（4.1、5.1）

第18回委員会（2003.2.24開催）

計画策定

- ・質問4との関係でお伺いするが、河川整備計画（以下、整備計画）については、行政評価法における評価の対象となるのか。また、これに基づくパブリックコメント（意見募集）を実施する予定はあるのか。

整備計画は行政評価法における評価の対象となる。説明資料（第1稿）に記した、整備計画策定後に計画のチェックや見直しを行う組織でパブリックコメントも含めて実施していきたいと考えている。（河川管理者）

河川管理者が行った説明会について

- ・先日参加した説明会では、文書での質問に対する回答が主で、参加者の生の声を聞くことができていなかった。参加者との質疑応答や意見交換の時間を確保すべき。
- ・テーマ別、年齢別、少人数の対話形式、利害の相反する人たちとの議論など、河川管理者も様々な形での意見聴取を試みて委員会に報告して欲しい。
- ・住民と河川管理者とのやりとりだけでなく、意見を発表された方同士でも意見交換すべき。立場の違う人の意見を知ることで、議論が深まっていくだろう。
- ・沿川自治体に個別に説明をされているとのことだが、自治体によって、参加している部局に偏りが見られる。農林や都市計画関連の部局などにも幅広く呼びかけているのか。

様々な部局から参加が得られるよう要望は出している。今後、より多方面の部局が参加していただけるのではないかと期待している。（河川管理者）

- ・住民だけが匿名で意見を言うのはおかしい。個人が責任をもって、名前と所属を載せて具体的に意見を言うようにしなければ、同じ土俵で対話はできない。
- ・地域住民に対する説明会では、河川整備によってその地域がどう変わっていくのかを示すなど、その地域の実情に即したわかりやすい説明をお願いしたい。
- ・一般意見の聴取・反映に関しては引き続き住民参加部会で検討し、できるだけ早く河川管理者の参考になる様にまとめて示す必要がある。（委員長）

第21回琵琶湖部会（2003.1.29開催）

- ・資料3-3（「説明資料（第1稿）に関する意見聴取状況について」）には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかはつきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一的な表記と解釈が必要ではないか。

表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。（河川管理者）

- ・自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。  
河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口にも、できるだけ多くの関係部局の方々に集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関

係者の数に差があった。(河川管理者)

自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。

説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表した市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)

- ・ 住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違ってくこともある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。
- ・ 「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

<説明資料(第1稿)(資料3-1-2)について>

- ・ 説明資料(第1稿)には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。

p3の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述するにとどまっている。

#### 第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)

委員会、部会が行う試行について

- ・ 提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料第1稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まねば、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。

住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)

治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。

- ・ 住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例:上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみよう。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。

サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要が

ある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。

- ・ 琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞くことが必要である。
- ・ 地域の再生をキーワードに、子供の意見を集めて、世界水フォーラムに持ち込むという取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのではないか。
- ・ 試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。

## 2. 環境分野 (4.2、5.2)

全体に関する意見

### 第4回環境・利用部会 (2003.4.17開催)

<具体化に向けてのプロセス>

- ・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる継続的な委員会であればならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。

自然環境について

### 第4回環境・利用部会 (2003.4.17開催)

<自然環境を回復する際の基準について>

- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体(コンソーシアム)をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。

### 第3回環境・利用部会 (2003.4.10開催)

言葉の定義について：提言が目標としている「1960年代前半」とは？

- ・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。

モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。

住民参加の反映について

- ・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないか。もう少し、詳しく書くべき。

まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者)

- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。

### 第2回 環境・利用部会 (2003.3.27開催)

- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

十分な記述内容とは言えないが、説明資料(第1稿)の全体を通して、意識している。

例えば、5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたいと考えている。（河川管理者）

<住民との連携>

- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。

住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。

水質について

第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）

<琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について>

- ・説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）を立ち上げて流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。

現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちっと決め、スタートするという状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っている。（河川管理者）

現段階では、具体的などころまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。（河川管理者）

<水質における住民参加について>

- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。

第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）

<住民のオーナーシップ意識の醸成>

- ・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。

水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。（河川管理者）

<総合的な視点にたった水質管理>

- ・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。
- ・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。

環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について

- ・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。

河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないかと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。（河川管理者）

モニタリングの実施と展開について

<目指すべき方向と可能性>

- ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないかと考えている。

琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について

- ・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないかと考えている。データを持ち寄り報告するだけではなく、協議会の内容、性格が重要である。（再掲）
- ・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。（河川管理者）（再掲）
- ・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないかと考えている。中身の具体化がないと判断しにくい。
- ・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。

水供給と水質

- ・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。

#### 利用について

##### 第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）

###### <利用のあり方、目標>

- ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50～100mの範囲での堤内地（河川の外）の利用規制を検討するべきではないか。
- ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりとした安全教育も考えなければならない。
- ・瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりとした利用規制をしていくべきだ。説明資料（第1稿）の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。

##### 第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）

高水敷利用（「本来堤内地にあるべきグラウンド等については長期的には堤内地へ移行する」提言の理念を実現するに当たって）

###### <自治体や住民との連携>

- ・グラウンド等の高水敷利用を積極的に推
- ・進んでいる自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。
- ・流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。
- ・高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちとの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。

###### <河川利用委員会について>

- ・利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して欲しい。（リーダー）
- ・利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか

する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。

既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかけ、ということをここで述べている。(河川管理者)

- ・ 既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか？  
いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者)
- ・ 利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。  
河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者)
- ・ 今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。  
まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。(河川管理者)

## 第2回 環境・利用部会(2003.3.27開催)

河川利用委員会(仮称)などの組織について

- ・ 説明資料(第1稿)で河川利用委員会(仮称)や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないかと。
- ・ 「水面利用協議会」「河川利用委員会(仮称)」等を記述した趣旨は？

水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効であるということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということで整理させていただいている。また、高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組織として河川利用委員会(仮称)の設置を考えている。(河川管理者)

河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。(リーダー)  
説明資料(第1稿)では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っただけ、地域住民は委員として参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。(河川管理者)

これまで河川の利用は河川管理者に任されながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないかとと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにつき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。

河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないかと。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは



可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。

基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年　％ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々と申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持っても議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換でないともまずいのではないかと考えている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。（河川管理者）

- ・自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このように意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会のような組織は必要だ。

利用派の声が大きいためその意見が多数派であるように思われがちであるが、アンケート等を見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。

### 3. 治水分野（4.3、5.3）

#### 第4回治水部会（2003.4.14開催）

##### 治水の考え方について

- ・治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。

説明資料（第1稿）には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。（河川管理者）

#### 第3回治水部会（2003.4.10開催）

##### <堤防強化対策について>

##### 緊急対策区間の設定方法と実施の優先順位

- ・堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか？

優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。

##### <狭窄部上流の浸水被害対策について>

- ・対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。

##### <被害ポテンシャル低減対策方策協議会について>

- ・被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。

地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者（沿川自治体、地下空間管理者、气象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照）とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6に、土地利用誘導についてはシート治水-7に記載していることを考えている。（河川管理者）

地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくるのが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。

まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということ強く打ち出していないといけない。

##### <情報伝達・避難について>

##### 洪水時の夜間の対応について

- ・洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違ってくるはずだ。どのような対策を考えておられるのか。

現在の情報提供システムは、基本的には24時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していきかないというレベルにとどまっている。

常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していきかないと考えている。(河川管理者)

- ・洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。

## 第2回治水部会(2003.3.27開催)

### <流域対応>

- ・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側)、堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。

河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)

流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。

## 第1回治水部会(2003.3.8開催)

- ・ハザードマップは周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約5年前に配布されたきりになっている。国の直轄管理区間についてはハザードマップが公表されているが、猪名川の川西市地域は県の管理であり、実際にどこまでマップ作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。
- ・ハザードマップが公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について実例のデータがあれば、紹介して頂きたい。

最も早くできたものでも3年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないかと。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。(河川管理者)

- ・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。

ご指摘の点に関しては、説明資料(第1稿)の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを

用いてわかりやすい説明を行っていきたい。(河川管理者)

大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。

(河川管理者)

一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。

(部会長)

#### 第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)

- ・ 「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。

p11で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)

インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生かした情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。

#### 4. 利水分野（4.4、5.4）

##### 第3回 利水部会（2003.4.14開催）

###### <全体的な意見>

- ・ 河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき

水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。（河川管理者）

協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。（河川管理者）

###### <水需要管理協議会>

- ・ 協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき

###### <その他に関して>

- ・ 水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

##### 第19回委員会（2003.3.27開催）

###### <水需要管理、他との連携に関する主な意見>

- ・ 水需要管理の考え方や方向性は非常によくまとめられているが、実際に具体化していく場合には、河川管理者の権限外の分野にまで範囲が及ぶだろう。農業用水や工業用水など、従来のやり方の延長線では扱うことの難しい分野をどう具体化していくのか、利水部会での議論を教えて頂きたい。

利水部会では、国土交通省だけではできないことも含めて議論しておくべきだというスタンスで審議を進めている。特に、水需要管理の主体は誰なのかといった問題については、国と自治体で連携して進めていくことが重要であり、これまで水の供給管理を行ってきた河川管理者はコーディネーターの役割を担っていくべきだといった議論が行われた。（利水部会長）

水需要の精査・確認や工業用水の用途間転用の調整は河川管理者が行えることだが、水需要の抑制を直接行うことは難しい。このため、説明資料(第1稿)では、「渇水調整会議を、水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」を行うとしている。（河川管理者）

水質についても流域全体で対応していかなければならないことだが、現在の河川管理者の権限は河川の中だけに限られており、対応には限界があるため、自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）を設立して、水質問題に取り組んでいく。（河川管理者）

- ・ 統合的な流域管理において、河川管理者の権限外の問題をどう扱うべきか、委員会からも具体的に提言すべきだ。方向としては2つあり、関係省庁間の協定や覚書などの形で進める場合と住民をクッションにして進める場合がある。現行法の枠内でできることはたくさんある。

## 5 . 利用分野 ( 4 . 5、 5 . 5 )

### 第 21 回琵琶湖部会 ( 2003. 1. 29 開催 )

- ・ 高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用して、見直しに反対している住民との調整をどうとるのか。

提言の内容にそって、p24 に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会(仮)を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。(河川管理者)

## 6. ダム ( 4.6、5.6 )

### 第20回委員会 ( 0203.4.21 開催 )

- ・ 総合治水と言う文言は書いてあるが、不十分である。河川管理者が十分な提案ができない理由に次の2つがある。1つは、河川しか見ていない。川上ダムの場合、550箇所の溜池の嵩上げ、395haの水田の遊水池化は確かに無理だが、地域を面的に見た場合、この部分は溜め池として、ここは遊水池といった地域で少しでもダムを小さくできるだろう、という現実的な案ができるはず。もう1つは、これまで地元の方の納得を得てやってきた知恵があるのに、これからの遊水池はゼロであるというように地域の人々の意識や社会の仕組みに関するイメージがないためである。是非、その点は考えて欲しい
- ・ 住民の合意を得るプロセスが一切書かれていない。
- ・ 住民に対しても「川の中だけではできない」、ということを示すのが河川管理者の使命。その場合、大きな降雨があった場合、これだけ減らしますよ、というのはあるが、これだけ浸かりますよというのでも示して欲しい。こうすれば大丈夫というデータだけでは住民側の対応も期待できない。

### 第21回琵琶湖部会 ( 2003.1.29 開催 )

- ・ p26～「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。  
当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)

#### ダムに関する意見聴取について

- ・ ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかが問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。